⑯　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
⑰　詳細は、入札説明書による。
別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成24年10月24日から平成25年１月22日まで
②　図面、仕様書等の交付期間　平成24年10月24日から平成25年１月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年１月６日まで）（以下、「休日」という。）を除く。）
③　技術提案書等の受付期間　平成24年10月25日から平成24年11月28日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④　入札の受付期間　平成25年１月21日10時00分から平成25年１月22日12時00分まで（休日を除く。）
⑤　開札日時　平成25年１月24日10時00分
⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成25年１月７日から平成25年１月22日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成25年１月９日まで〕
6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazushige Umeyama Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the drainage pumping system works of Fukutuka pomping station
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 November 2012
(5)　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 21 January 2013 to 12 : 00 (noon) 22 January 2013 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 21 January 2013 to 12 : 00 (noon) 22 January 2013 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 21 January 2013 to 12 : 00 (noon) 22 January 2013)
(6)　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年10月24日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　戸田　和彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
１　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　広島港湾合同耐震建築改修工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　広島県広島市南区宇品海岸３―10―17
(4)　工事内容　本工事は上記場所における広島港湾合同庁舎の耐震改修に伴う建築工事を行うものである。
(5)　建物概要
１）庁舎（既存）
構造階数：鉄骨鉄筋コンクリート造
地上７階塔屋１階建て
建物規模：延べ面積約9,868㎡
工事種目：耐震改修、外壁改修、建具改修
修繕一式
２）外構　新設及び改設一式
(6)　敷地面積　約7,366㎡
(7)　工期　契約締結の翌日から平成26年２月28日まで
(8)　使用する主要な資機材
コンクリート約1,200㎥、鉄筋約150ｔ、鉄骨約35ｔ、板ガラス約1,000㎡
(9)　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型（Ⅱ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
②　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する試行工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は施工条件明示による。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(10)　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(5)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(6)　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記(イ)から(ニ)の要件をすべて満たす、新築工事、増築工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）又は耐震改修を含む改修工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有していること。
(イ)　建物用途：戸建て住宅、車庫及び倉庫類を除く建物用途とする。
(ロ)　建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
(ハ)　階数：地上５階建て以上
(ニ)　建物規模：延べ面積6,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
(7)　「耐震改修工事の品質・耐久性の向上に関する施工計画」が適正であること。
(8)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
①　入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
②　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
③　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記２(6)の同種工事の経験を有していること。
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。